

相模原市企業等立地促進条例(案)の制定 についてのご意見を募集します

企業等の立地の促進や雇用機会の創出などにより、本市の経済が将来にわたって持続的に成長していくことを目指すため、相模原市企業等立地促進条例を制定するものです。

この度、相模原市企業等立地促進条例を制定するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見については、後日、ホームページ等により、ご意見の内容とそれに対する考え方などを公表いたします。

募 集 期 間

令和8年9月15日(火曜日)から令和8年10月15日(木曜日)<必着>まで

相模原市企業等立地促進条例(案)の閲覧及び配布

上記募集期間中に、創業支援・企業誘致推進課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館において、相模原市企業等立地促進条例(案)を閲覧することができます。また、概要版の閲覧及び配布を行います。なお、市のホームページからも閲覧することができます。



相模原市 パブリックコメント

検索

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026875/shisei_sanka/pubcome/index.html

提出方法

相模原市企業等立地促進条例(案)に対するご意見と住所、氏名、電話番号を書面にご記入の上、令和8年10月15日(木曜日)<必着>までに、直接持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法で創業支援・企業誘致推進課へご提出ください。なお、募集期間外に提出されたご意見は受け付けいたしませんのでご了承ください。

(注) 書面の様式は問いませんが、参考様式がありますのでご利用ください。

(注) 書面により提出が困難な方は、担当課までご相談ください。

提出先 相模原市 創業支援・企業誘致推進課

- ◇直接持参の場合 〒252-5277
相模原市中央区中央2-11-15 市役所 本館5階
(土曜日、日曜日、祝日を除く、平日午前8時30分~午後5時15分に受付)
- ◇郵 送 の 場 合 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
- ◇ファクスの場合 042-754-1064
- ◇電子メールの場合 kigyo-yuchi@city.sagamihara.kanagawa.jp

お問い合わせ先

相模原市役所 創業支援・企業誘致推進課 042-769-9253

相模原市企業等立地促進条例（案）に関する意見提出書

住 所	
氏 名	
電話番号	

*住所、氏名、電話番号などの個人情報は、意見募集に関わる業務以外の目的には、一切使用しません。なお、ご意見の提出者が不明である場合や意見が記載されていない場合は無効となりますので、ご注意願います。

計画（案）の該当箇所	意見の内容
（ 記入例 ） 施策〇〇の◇◇事業	（ 記入例 ） ◇◇の実現のために、△△△も必要と考える。

<募集期間> 令和8年9月15日（火曜日）～ 令和8年10月15日（木曜日）<必着>

<提 出 先> 相模原市 創業支援・企業誘致推進課

◇直接持参の場合	相模原市中央区中央2-11-15 市役所本庁舎 本館5階 創業支援・企業誘致推進課 (土曜日、日曜日、祝日を除く、平日午前8時30分～午後5時15分に受付)
◇郵送の場合	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所 創業支援・企業誘致推進課
◇ファクスの場合	042-754-1064
◇電子メールの場合	kigyo-yuchi@city.sagamihara.kanagawa.jp